

福岡県公報

平成27年7月17日
第3711号

目次

告示(第638号)

○副知事の担当区分	(人事課) …………… 1
公 告	
○意見募集の結果の公示	(保護・援護課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 2
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(健康増進課) …………… 2
○平成26年度福岡県情報公開条例の運用状況	(県民情報広報課) …………… 3
○平成26年度福岡県個人情報保護条例の運用状況	(県民情報広報課) …………… 12

告 示

福岡県告示第638号

副知事の担当区分を次のように定め、この告示の日から施行する。

副知事の担当区分(平成23年10月福岡県告示第1688号の2)は、廃止する。

平成27年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 副知事山崎建典の担当する事項

- (1) 知事部局のうち、秘書室、総務部(私学学事振興局を除く。)、保健医療介護部、福祉労働部人権・同和対策局、環境部、県土整備部及び建築都市部に関する事項
- (2) 企業局に関する事項

(3) 公安委員会に関する事項

(4) 収用委員会に関する事項

2 副知事服部誠太郎の担当する事項

(1) 知事部局のうち、企画・地域振興部、商工部、農林水産部及び会計管理局に関する事項

(2) 選挙管理委員会に関する事項

(3) 海区漁業調整委員会に関する事項

(4) 内水面漁場管理委員会に関する事項

3 副知事大曲昭恵の担当する事項

(1) 知事部局のうち、総務部私学学事振興局、新社会推進部及び福祉労働部(人権・同和対策局を除く。)に関する事項

(2) 教育委員会に関する事項

(3) 人事委員会に関する事項

(4) 監査委員に関する事項

(5) 労働委員会に関する事項

4 知事が特に指定する事項については、第1号、第2号及び第3号の定めにかかわらず、別に担当を定めることがあるものとする。

5 第1号から第3号までに定める事項以外の事項については、その都度知事が定める。

公 告

公告

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部改正案について、平成27年4月28日から平成27年5月27日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年7月17日に公布しました。

平成27年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市中央一丁目2022番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区香椎浜三丁目2番地3-512号室
小柳 哲也

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字一条字風穴1368番6、1368番7、1376番及び1378番並びに広川町大字一條字風穴1373番41から1373番43まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑後市大字長浜2090番地7
株式会社アクセス物流
代表取締役 野田 高広

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年7月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成27年6月30日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 フレッシュ8エブリィ岡垣店
(2) 所在地 遠賀郡岡垣町百合ヶ丘二丁目1番16号
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社スーパー大栄	午前10時00分～ 午後9時00分	午前8時00分～ 午後10時00分
株式会社ヤマダ電機		
光代		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前10時00分～午後9時00分	午前7時45分～午後10時15分

公告

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年7月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間
平成27年7月7日から同年8月6日まで
- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室に備え置きます。

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成26年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年7月17日

福岡県知事 小川 洋

平成26年度福岡県情報公開条例の運用状況

I 公文書の開示

1 公文書の開示請求と決定の状況

平成26年度における公文書の開示請求の件数は1,715件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数184件を除いた1,531件です（表1）。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の件数	決定の状況				取下げ
	開示	部分開示	非開示		
			不存在	却下	
1,715	906	560	65	47	183

2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事1,523件、警察本部長64件、教育委員会51件、選挙管理委員会27件等となっています（表2）。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	請求件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分開示	非開示 不存在	却下	
総務部・秘書室	136	21	74	6	4	35
企画・地域振興部	15	10	3	1	1	1
新社会推進部	31	10	18			3
保健医療介護部	327	222	64	2	2	39
福祉労働部	79	34	25	3	3	17
環境部	128	28	82	8	8	10
商工部	54	31	14			9
農林水産部	159	103	46	3	2	6
県土整備部	453	325	97	15	10	16
建築都市部	141	42	72	13	8	14
会計管理局						
小計	1,523	826	495	51	38	150
議会	12	2	9			1
公営企業の管理者	4	1	1			2
教育委員会	51	21	17	3	3	10
選挙管理委員会	27	12	13			2
人事委員会	4	1	1	1		1
監査委員	2					2
公安委員会	3			1	1	2
警察本部長	64	38	15	7	5	4
労働委員会	1					1
収用委員会	1					1
海区漁業調整委員会	1					1
内水面漁場管理委員会	1					1
地方独立行政法人	3		2			1
地方三公社	18	5	7	2		4
合計	1,715 (100.0%)	906 (52.8%)	560 (32.6%)	65 (3.8%)	47 (2.7%)	183 (10.7%)
(請求件数に対する比率)						

3 非開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成26年度における非開示事由の事由別適用件数は、表3-1及び表3-2のとおりです。

表3-1 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項各号	件数		計
	部分開示	非開示	
第1号 個人情報	1		1
第2号 事業情報			
第3号 行政内情			
第4号 国等関係情報			
第5号 行政運営情報			
第6号 捜査情報			
第7号 法令秘情報			
第8号 議員個人・会派情報			
計	1		1

表3-2 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号	件数		計
	部分開示	非開示	
第1号 個人情報	299	6	305
第2号 事業情報	371	3	374
第3号 審議・検討等情報	3		3
第4号 行政運営情報	70	3	73
第5号 任意提供情報	1		1
第6号 捜査等情報	3		3
第7号 法令秘情報	3		3
第8号 議員個人・会派情報			
計	750	12	762

注1 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

注2 不在は除いています。

4 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

表4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
工事設計書	242	知事（県土整備部等）
医療法人の決算書	239	知事（保健医療介護部）
工事成績評定通知書	236	知事（県土整備部等）
道路の区域変更、供用開始等に係る図面等	114	知事（県土整備部等）
公益法人の決算書	110	知事（総務部等）

5 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

表5 公文書の開示請求者別内訳

開示請求者の区分	件数
県の区域内に住所を有する個人	497
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	1,003
県の区域外に住所を有する個人	77
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	138
合計	1,715

6 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。
平成26年度は、不服申立てが5件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

不服申立案件	実施機関	不服申立年月日	情報公開審査会		実施機関の裁決又は決定	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
共土木施設災害復旧事業に係る報告書の部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 4. 18	26. 5. 20	26. 10. 28	26. 11. 25	棄却
福岡県職員採用試験の専門試験における行政法の試験問題に対する開示決定処分に対する異議申立て	人事委員会	26. 7. 7	26. 8. 20	26. 11. 25	26. 12. 24	棄却
特定県営住宅の管理に関する文書開示決定処分に対する異議申立て	知事	27. 1. 16 21 29	27. 3. 19	27. 5. 25	27. 6. 24	一部認容
福岡県公安委員会認定自動車運転免許取得者に対する開示審査請求	公安委員会	27. 3. 27	27. 5. 1	審査中	—	—
補償金等の配分完了報告書の非開示異議申立て	知事	27. 3. 27	—	—	—	—

7 苦情申出の状況

平成26年度は、苦情申出はありませんでした。

8 出資法人の情報公開の状況

情報公開条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は次のとおりとなっています（表7）。
なお、平成26年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表7 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示申出の件数	決定の状況			取下げ
	開示	非開示		
		部分開示	却下	
4	1		不存在	3

9 指定管理者の情報公開の状況

情報公開条例第37条の2第1項の規定により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開の状況は次のとおりとなっています（表8）。

なお、平成26年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表8 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況

開示申出 の 件 数	決 定 の 状 況				取 下 げ	
	開 示	部 分 開 示	非 開 示	却 下		
				不 存 在		
3	1	1			1	

II 情報提供

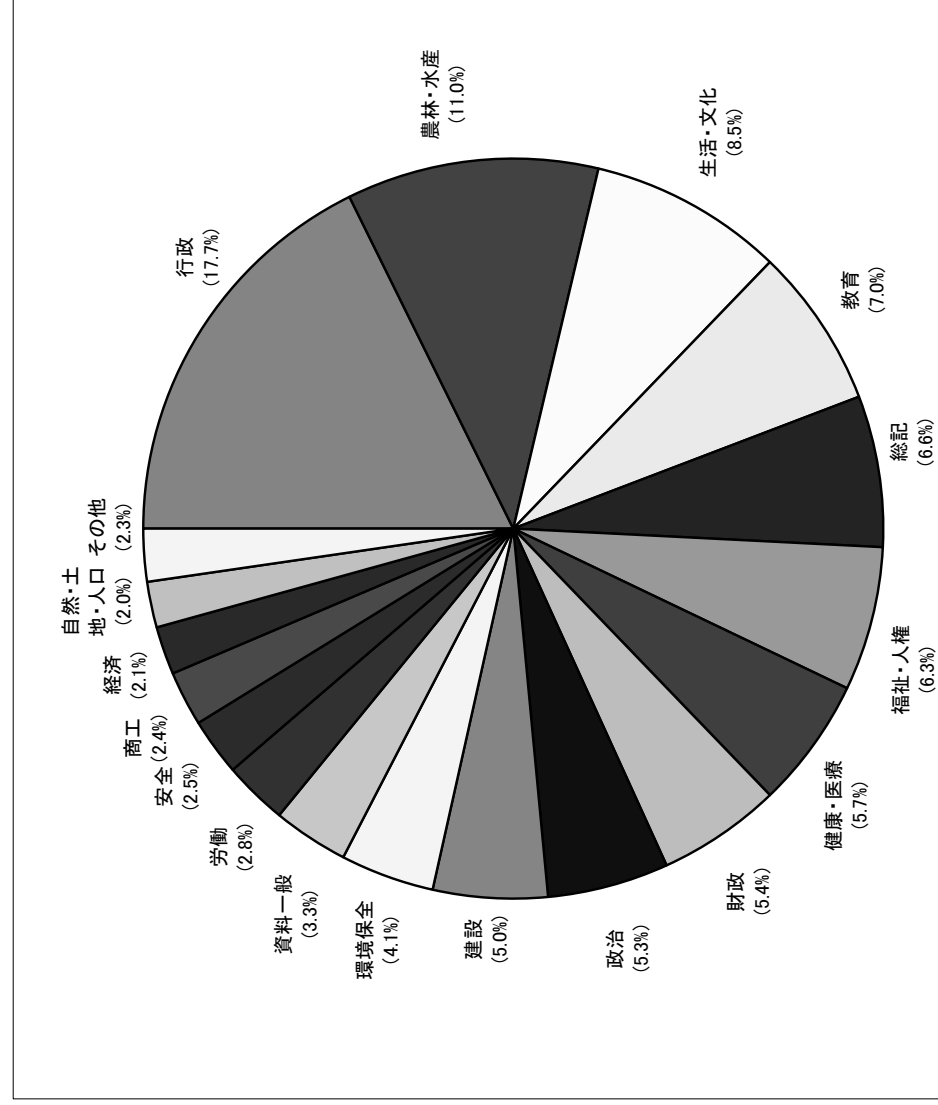
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスを行っています（表1、図1）。

表1 配架資料の件数（平成27年3月31日現在）

名称	件数	地区県民情報コーナー				合計
		北九州	筑後	筑豊	京築	
県民情報センター	8,724					
		1,638	1,678	1,636	1,634	6,586
						15,310

図1 配架資料の分野別構成比



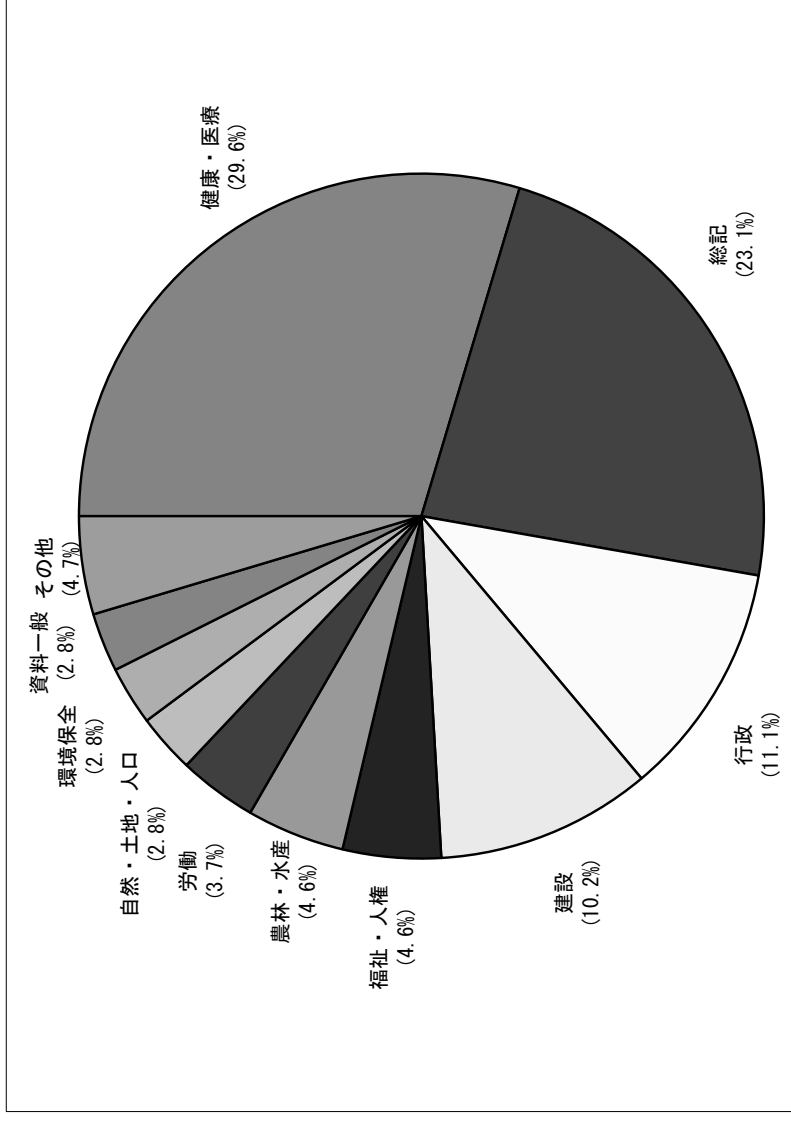
注 「その他」は、運輸・通信、エネルギー・資源、余暇・スポーツに関するものです。

2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表2、図2）

表2 利用状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

区分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	15,903	29,593	95
地区県民情報コーナー	北九州	1,873	1,482
	筑後	4,434	5,203
	筑豊	2,779	4,115
	京築	2,659	1,966
計	27,648	42,359	108

図2 貸出状況の分野別構成比



注 「その他」は、教育、生活・文化、エネルギー・資源に関するものです。

3 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布していただき、「福岡県職員録（平成26年度）」等19種類の行政資料を2,368部頒布しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成26年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年7月17日

福岡県知事 小川 洋

平成26年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求と決定の状況

平成26年度の文書による自己情報の開示請求の件数は400件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数3件を除いた397件です

(表1-1)。

表1-1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況			取 下 げ		
	開 示	部 分 開 示	不 開 示		却 下	
						不 存 在
400	50	338	9	7	2	1

(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長332件、知事53件等となっています
(表1-2)。

表1-2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	請求 件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分 開示	不開示 不存在	却下	
知	1		1			
総務部・秘書室						
企画・地域振興部						
新社会推進部						
保健医療介護部	24	12	9	3	1	
福祉労働部	22	20	1	1	1	
環境部						
商工部						
農林水産部						
農土整備部	3	1	2			
建築都市部	3		2	1	1	
会計管理局						
小計	53	33	15	5	3	
事						
議						
公営企業の管理者						
教育委員会	5	2	3			
選挙管理委員会						
人事委員会						
監査委員						
公安委員会	2		2			
警察本部長	332	7	318	4	2	1
労働委員会						
収用委員会						
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
地方独立行政法人	8	8				
合計	400	50	338	9	7	1
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(12.5%)	(84.5%)	(2.3%)	(1.8%)	(0.2%)

(3) 不開示事由適用件数

不開示請求に対しては、請求に係る個人情報中不開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に不開示することとなります。なお、平成26年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

表1-3 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数		
		部分開示	不開示	計
第1号	不開示請求者以外の個人に関する情報	188	2	190
第2号	事業情報	3		3
第3号	審議・検討等情報			
第4号	行政運営情報	250		250
第5号	評価判断情報	9		9
第6号	警察職員情報	320		320
第7号	捜査等情報	38		38
第8号	法令秘情報			
第9号	未成年者等情報			
第10号	会派情報			
計		808	2	810

注1 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

注2 不存在は除いています。

(4) 主な不開示請求の内容

主な不開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

表1-4 主な不開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードに記載された自己情報	187	警察本部長
警察が作成した職務日誌に記載された自己情報	83	警察本部長
警察が作成した物件事故報告書に記載された自己情報	26	警察本部長
警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報	21	警察本部長
身体障害者手帳の申請書類	14	知事(福祉労働部)

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成26年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、10、273件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができらるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成26年度は、知事が21、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が14、地方独立行政法人が21、合計68の試験又は選考が対象となっています。

表1-5 簡易開示の状況（件数は平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	クリーニング師試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	14	
	福岡県歯科技工士試験	42	
	毒物劇物取扱者試験	3	
	登録販売者試験	10	合格発表の日から1か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	5	合否発表の日から1か月間
	技能検定試験	3	合否発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門学校訓練生選考試験	121	
	狩猟免許試験	9	合格発表の日から1か月間
事	採石業務管理者試験	2	合否発表の日から1か月間
	砂利採取業務主任者試験	2	
	農薬指導士認定試験	2	
	家畜人工授精講習会修業試験	1	
	小計	216	

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
教育委員会	福岡県教育委員会職員採用試験	1	合否通知を発送した日の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	7,670	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	150	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間
	小計	7,821	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	619	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	81	
	福岡県職員採用選考試験（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	32	
	小計	732	
警察本部長	福岡県警察官A（男性）採用試験	237	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（男性）採用試験	82	。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官A（女性）採用試験	40	
	福岡県警察官B（女性）採用試験	30	
	福岡県警察官C採用試験	2	
	猟銃等講習修了者	164	合否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了者	214	
	機械警備業務管理者講習修了者	20	
	警備員等検定学科試験	111	
	警備員等検定実技試験	60	
	駐車監視員資格者講習修了者	29	
小計	989		

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
地方独立行政法人	九州歯科大学入学選抜試験	125	4月16日から1か月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	26	
	九州歯科大学大学院入学選抜試験	3	合格発表の日から1か月間
	福岡女子大学一般入試	110	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学推薦入試	14	
	福岡県立大学入学選抜試験	155	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	65	
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	2	
	福岡県立大学大学院入学選抜試験	10	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県公立大学法人職員採用試験	5	合格発表の日の翌日から1か月間
	小計	515	
	合計	10,273	

2 自己情報の訂正請求の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができるものです。

平成26年度は、自己情報の訂正請求が1件ありました（表2）。

表2 自己情報の訂正請求状況

訂正請求案件	実施機関	訂正請求年月日	実施機関の決定	
			決定年月日	決定内容
「保護カード」及び「保護観護職員職務日誌」に記載の個人情報	警察本部長	27. 2. 20	27. 3. 26	却下

3 自己情報の利用停止請求の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報収集の制限（条例第3条）、利用及び提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して収集、利用又は提供されていると思考するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成26年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成26年度は、不服申立てが5件ありました（表3）。

表3 不服申立ての状況

不服申立 案件	実施 機関	不 服 申 立 年 月 日	個人情報保護審議会		実施機関の 決 定	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	年 月 日	内 容
死産届に係る個人情報 報不開示決定処分に 対する異議申立て	知事	26. 4. 21	26. 5. 19	26. 8. 21	26. 9. 19	棄却
個別労使紛争に関す るあっせん申立書等 に係る個人情報部分 開示決定処分に対す る異議申立て	知事	26. 6. 12	26. 7. 23	26. 11. 20	26. 12. 26	棄却
乳幼児発達相談指導 票に係る個人情報部 分開示決定処分に対 する異議申立て	知事	26. 10. 17	26. 11. 6	27. 1. 22	27. 2. 20	一部認容
用地交渉記録簿に係 る個人情報部分開示 決定処分に対する異 議申立て	知事	26. 11. 7	26. 12. 1	27. 3. 19	27. 4. 22	棄却
死産届に係る個人情報 報不開示決定処分に 対する異議申立て	知事	26. 12. 22	27. 1. 20	27. 3. 19	27. 3. 30	棄却

5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（平成4年5月1日設置）。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・第一部会（不服申立部会）

不服申立事案の審査に関する事項を所掌する。

- ・第二部会（住基・番号法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

平成26年度は、電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外に係る諮問が4件、不服申立事案に係る諮問が5件、特定個人情報保護評価に係る諮問が2件あり、答申がなされました（表4）。

表4 個人情報保護審議会の答申（不服申立事案に関する答申は表3参照）

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
学務システムによる学生登録情報の提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	独立行政法人	26. 7. 10	26. 8. 21
インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行者等登録情報提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	知事 (商工部)	26. 8. 22	26. 9. 18
インターネットのホームページによる通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	知事 (商工部)	26. 8. 22	26. 9. 18
学務システムによる学生登録情報の提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	独立行政法人	27. 2. 9	27. 2. 19

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書（案）について	知事 （総務部）	27. 2. 4	27. 3. 17
住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書（案）について	知事 （企画・地域振興部）	27. 3. 9	27. 4. 14

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成26年度は、4件の苦情がありました。